

「建設工事の発注者」になりうる企業の皆様へ

建設業者の長時間労働の削減 に向けた配慮にご協力をお願いします！

建設業界の現状

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく減少しているものの、いまなお高水準であり、他産業と比べて、労働時間、出勤日数ともに多い状況にあります。その背景として、週休2日が十分に確保できていない工事がある（特に民間発注工事に多い）こと等が挙げられます。

また、建設業では、労働者の高齢化が顕著であり、将来の担い手確保のためにも、長時間労働の是正、処遇の改善が重要となっています。

[建設業](#) | [建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト](#) | [はたらきかたススめ](#) | [厚生労働省](#) →



工事を発注する場合にお願いしたいこと

- 建設業者が週休2日制や4週8閉所での工事が可能になるよう、ゆとりをもった工期設定に配慮してください。（極端に短い工期が設定されると、休日も働かざるを得なくなり、長時間労働につながるおそれがあります）
- 工程の遅れを生じさせるような自然事象等が生じた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行ってください。
- 建築資材の価格上昇や建設労働者の労務費を考慮した適正な発注価格を設定してください。



- 【工期に関する基準】（令和6年3月改定）もご理解ください。

[建設産業・不動産業：建設・不動産業：工期に関する基準 - 国土交通省](#) →

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者が考慮すべき事項を

まとめた基準で、時間外労働の上限規制の適用を踏まえて改定されました。



【改正建設業法】（令和6年6月公布、令和7年12月までに全面施行）

[建設産業・不動産業：建設業法・入契法改正（令和6年法律第49号）について - 国土交通省](#) →

- 新たに「労務費の基準」が設けられ、施工に通常必要な労務費等を著しく下回る契約が禁止されることとなります。
- 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表される場合があります。



[建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト](#) | [厚生労働省](#) →

「トラック運送の発荷主・着荷主」になりうる企業の皆様

トラックドライバーの長時間労働の削減 に向けた配慮にご協力をお願いします！

トラック業界の現状

トラックドライバーは自動車運転の業務の中でも、特に長時間労働の実態にあり、全産業平均と比べて、年間労働時間が2割程度長い状況にあります。

また、トラックドライバーの荷待ち・荷役（積卸し等）作業の時間は1運行あたり3時間程度とも言われており、これが長時間労働の原因となっています。

これらの時間を減らすことは、トラックドライバーの勤務環境の改善、人材確保にもつながり、結果として、国民生活や経済活動を支える物流の持続的成長を図ることにもなります。

[トラック|建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト](#) [はたらきかたススめ](#) | 厚生労働省 →



トラック運送の発荷主・着荷主になる場合をお願いしたいこと

- トラックドライバーに**長時間の荷待ち時間**を発生させないような取組にご協力ください。（予約受付システムの導入、適切な出荷時刻の設定など）
- **契約にない附帯業務の依頼**は行わないようにしてください。
- 決められた時間内で効率よく荷役作業ができるような取組にご協力ください。（パレットの導入など）
- **「標準的運賃」（令和6年3月告示）**（持続的に事業を行うために参考となる運賃）の趣旨にご理解、ご協力をお願いします。

[自動車：「標準的な運賃」について - 国土交通省](#) →



【改正物流法】（令和7年4月から順次施行）

[物流・自動車：物流効率化法について - 国土交通省](#) →

- 企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために**取り組むべき措置について努力義務**が新たに課せられます。
- 上記の荷待ち時間等の削減のための取組状況について、国が策定した判断基準に基づき、**指導・助言、調査・公表を実施**します。
- トラック事業者との取引に対して、運送契約締結時の**書面交付**の義務が新たに課せられます。

[自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト](#) →

